

議案第11号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

3～6 略

別表第2（第5条関係）

略	
2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略	次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表にお

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、初年度賃借料の額を限度とする。）以下とする。

3～6 略

別表第2（第5条関係）

略	
2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1)～(4) 略	次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表にお

	<p>いて同じ。)に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業のうち<u>7</u>の項に該当しないもの 100分の10</p> <p>イ <u>アに掲げる事業以外の事業</u>のうち特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるもの 100分の10</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>いて同じ。)に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10</p> <p>イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める<u>事業</u> 100分の10</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>
3 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
略	略	略
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特	略	5 海外の工場等の 全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特 略

	に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）		に認めるもの
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）	6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）		
8 我が国における	投下固定資産額に100分の10を乗じて得		

拠点となる工場等
に関する事業（知
事が要綱で定める
外国会社が行うも
のに限る。）で
あって、知事が特
に認めるもの

た額及び初年度賃借料に100分の50を乗
じて得た額の合計額（10億円を限度と
する。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金につ
いては、なお従前の例による。